

Alexander Yakobson, *Elections and Electioneering in Rome: A Study in the Political System of the Late Republic*. (Historia Einzelschriften 128). Pp. 251, Stuttgart, Franz Steiner Verlag 1999.

ローマ共和政末期の政治史は、近年、その解釈が大きく変わろうとしている。M. Gelzer, *Die Nobilität der römischen Republik*, Stuttgart, 1912. 以降、共和政政治史はゲルツァーの圧倒的影響力の下に進められてきた。いわく、ノビレスが共和政ローマの政治を常に指導した、と。そして、ノビレス支配を可能にしたのは、ローマに古くから存在した社会制度、保護者・庇護民関係であった、と。そうすれば、当然、ローマの民会の評価は低くなる。民会の立法、政務官選挙は上(有力政治家=保護者)からの意向をそのまま下(市民=庇護民)が受け入れたものでしかないからである。はたして、そうだったのだろうか。本書は、共和政末期の民会を再検討することで、このゲルツァー理論に対して批判を加えている。それから、ローマの民会を低く見る見解は、ギリシア民主政との比較から言われてきた。有名なウェーバーのイデアル・ティプス(理想型)論で、ウェーバーはローマ共和政とアテネ民主政を古代民主政と総称し、アテネ民主政がより理想型に近いとした。ウェーバーのイデアル・ティプス論の背景には共同体論があり、ただちに、ローマ共和政とアテネ民主政の優劣を論じたものではないが、ローマの民会に関しては「受動的」な側面が強調されている。一般的に言って、ローマの民会は「受動的」なものだった、とするのが通説だった。この通説に対する痛烈な批判が本書中に見られる。ローマの民会研究は、ゲルツァー理論の影響とこのような一般的評価の故か、低調であった。L. R. Taylor, *Roman Voting assemblies*, Ann Arbor, 1966. と E. S. Stavely, *Greek and Roman Voting and Elections*, London, 1972. 以来、まとまった研究書は、管見の限り、なかった。テイラー、ステーヴェリー以来の久々の本格的民会研究が世に現れたことを喜びたい。筆者ヤコブソンはイスラエル・イエルサレムのヘブライ大学教授。なお、本書については *SCI (Scripta Classica Israelica)* 19(2000), 224-33 ページに、カリフォルニア大学サンタ・バーバラ校のモースタイン=マークスによる、きわめて好意的な書評がある。以下、章別構成とそれぞれの内容を紹介したい。

第1章 マリウスの第一回目のコンスル選挙、は導入部である。ゲルツァー理論による民会理解に対する疑問が示されている。第2章 ケントゥリア会における大衆の政治参加、は本書の中核部分である。筆者ヤコブソンの出世作

“Petitio et Largitio: Popular Participation in the centuriate assembly of the Late Republic” *JRS* 82(1992), 32-52. を書き換え、以下のように区分して、主張をより明確にしている。第1節 ケントゥリア会の評価/第2節 いわゆる「寡頭政的」ケントゥリア会における大衆に対する買収?/第3節 Largitiones (買収)と選挙/第4節 第一クラスとは何か/第5節 下位のクラスは投票したか/第6節 いわゆる「セルウィウスの」ケントゥリア会/第7節 ケントゥリア会の特徴:寛大さと便宜さ。第3章 選挙の社会的広がり—個人的結びつきと公的援助, および第4章 庇護関係と選挙—現代の理論とローマ時代の現実, はゲルツァー理論の核となる保護者・庇護民関係(=パトロネージ)の実態説明が目指されている。扱われている問題は以下の通り。第3章 選挙の社会的広がり—個人的結びつきと公的援助/第1節 パトロネージとローマの政治/第2節 パトロネージと選挙;いわゆる「浮動票」/第3節 個人的結びつきの特徴—定義と解釈の問題/第4節 個人的結びつきと公的援助—Commentariolum Petitionisの証言/第5節 Pro Murenaの証言/第6節 Pro Plancioの証言/第7節 その他の証言/第8節 候補者と投票者。第4章 庇護関係と選挙—現代の理論とローマ時代の現実/第1節 政治的庇護関係のダイナミック/第2節 貴族といわゆる「政党幹部」/第3節 いわゆる「やりくり算段」。第5章 選挙の市場感—投票板の衝撃, は, 前139年から導入された秘密投票制の影響について論じている。節の区分は以下の通り。第1節 公開投票/第2節 投票板法/第3節 投票単位と実際の投票の秘密性/第4節 投票板とその反動/第5節 秘密性, 自由な選択, 候補者の寛大さ。第6章 ローマの選挙と政治, および第7章 貴族であること, 大衆性, 選挙の成功; は, ゲルツァーの熱狂的支持者達, 特に R. Syme, *The Roman Revolution*, London, 1939. に代表される, 当時のローマ市民の投票行動, すなわち, 有権者(=市民)は候補者の掲げる政策に投票したのではない, 非政治的なもの, という解釈に対する批判である。第6, 7章の節別構成は以下の通り。第6章 ローマの選挙と政治/第1節 非政治的選挙?/第2節 Commentariolum Petitionisの助言:非政治的に/第3節 前50年の例外的な選挙/第4節 共和政末期の選挙と政治/第5節 選挙の政治化—社会規範, 貴族のエートス, 政治の現実/第6節 結論。第7章 貴族であること, 大衆性, 選挙の成功/第1節 共和政末期における貴族であることと大衆性/第2節 いわゆる「諸身分の闘争」/第3節 服従/第4節 ローマの貴族と平民/第5節 寛大さ, 大衆性, 権力/第6節 エリートにおける民衆的正統性/第7節 貴族過激主義の脅威/第8節 投票者の社会的保守主義/第9節 Petitio(選挙運動)/第10節 共

和政の終結。結論。

ヤコブソンの論理の進め方で特徴的なことは、近、現代の各国の民主政のあり方とたえず比較して、論を進めていることである。ただ、多少の不満を述べるとすれば、長年、ローマの民会で議論になって来た二つの重要問題については、態度保留のまま論を進めている。一つ目は、議論のないまま、平民会とトリブス会を同一なものを見なしている点であり、二つ目は、市民は何票投票できたのかという問題に言及しない点である。たしかに、どちらも、本書が中心的に扱っている高級政務官選出のケントゥリア会の選挙では重要度が低い問題ではある。民会における選挙を通してローマ共和政末期の政治のメカニズムを解明しようという、ヤコブソンの意図は十分達成されており、今後、ローマの民会を研究する上で、かならず読まなければならない必須図書となるであろう。

岩井 経男(弘前大学)